山口県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、山口県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条 この補助金は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）サービスについて、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や事業所の経営改善に向けた取組を、地域の特性や事業所規模等に応じてきめ細かく支援することで、訪問介護等サービスの担い手の確保及び経営の安定化を図り、地域における必要な在宅介護サービスの提供体制を確保することを目的とする。

（補助対象事業所及び補助事業者）

第３条 補助金の対象となる事業所（以下「補助対象事業所」という。）は、介護保険法上の指定を受けた、山口県内の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所とし、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業という。」）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業所を運営する者とする。

（補助対象経費、補助基準額及び補助金の額）

第４条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助基準額は別表のとおりとする。

２ 補助金の額は、別表の各表の第一蘭に掲げる項目ごとに、補助対象経費の実支出額、補助基準額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額（ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の合計額以内の額とする。

（交付の申請）

第５条 規則第３条第１項の申請は、別記第１号様式によるものとし、関係書類を添えて、山口県知事（以下「知事」という。）が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第６条 補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

（１）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（２）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（３）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（４）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入れに係る消費税等相当額が０円の場合を含み、あらかじめ消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費から減額した額で、補助金の額の確定を受けている場合を除く。）には、別記第４号様式により、速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときには、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

（５）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（６）この補助金に係る補助対象経費について、他の補助金等と重複して交付を受けてはならない。

（補助事業の変更等に係る承認の申請）

第７条 規則第８条第１項の申請書は、別記第２号様式によるものとし、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

２ 知事は前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更等を承認し、その旨を通知するものとする。

３ 知事は前項の規定により変更を承認する場合において、必要があると認めるときは、既に交付決定した補助金の額を変更し、又は条件を付すことができる。

（軽微な変更の範囲）

第８条 規則第８条第１項ただし書の軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

（１) 補助の目的に変更をもたらさず、かつ、より効率的な補助の目的の達成に資すると認められる内容の変更

（２) 補助の目的及び事業効果に関係しない事業計画の細部の変更

（３) 経費の目的に実質的な変更をもたらさない経費の配分の変更

（４) 経費の効率的な使用に資するものであり、補助の目的の達成に支障がないと認められる経費の配分の変更

（実績報告）

第９条 規則第11条の実績報告書は、別記第３号様式によるものとし、関係書類を添えて、補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該通知の到達した日）から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の２月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付等）

第10条 補助金は、精算払とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和７年10月６日から施行し、令和７年９月９日から適用する。

別　表

（１）人材確保体制構築支援事業

　事業所における研修体制の構築や職員が安心して働き続けられる環境整備、中山間地域等・離島等地域※の特性や事業所規模等に応じた人材確保を推進する取組を支援

※中山間地域等・離島等地域：中山間地域等（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）」の第１号に定める地域をいう。）及び離島等地域（「厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)」に掲げる地域をいう。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 補助対象経費 | 補助基準額 |
| ①研修体制の構築の支援 | ホームヘルパー希望者の裾野を拡大し、経験年数の短い者でも安心して働き続けられるよう、事業所が行うホームヘルパーや介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費  【対象経費の例】  効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用や、介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用など | １事業所当たり100千円 |
| ②中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援 | 中山間地域等・離島等地域に所在する事業所が、当該地域外の求職者に対して採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生するかかり増し経費  【対象経費の例】  離島等地域に所在する事業所で、インターンの受け入れや職場体験等を実施するにあたり、定期船の運航時間その他の事情で参加者の滞在が必要となる場合に要する経費や、都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る経費 | １事業所当たり300千円 |
| 項目 | 補助対象経費 | 補助基準額 |
| ③経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援 | 事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等（以下「経験年数の短いホームヘルパー等」という。）に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費 | １事業所当たり、次の（１）及び（２）の事業所の所在地の区分に応じ、それぞれア及びイにより算出された額の合計額。ただし、経験年数の短いホームヘルパー等１人についての同行支援の上限は、通算して30回までとする。  （１）中山間地域等・離島等地域  ア 経験年数の短いホー  ムヘルパー等への30分  未満の同行支援１回に  つき3,500円  イ 経験年数の短いホー  ムヘルパー等への30分  以上の同行支援１回に  つき5,000円  （２）中山間地域等・離島等地域以外  ア 経験年数の短いホー  ムヘルパー等への30分  未満の同行支援１回に  つき2,500円  イ 経験年数の短いホー  ムヘルパー等への30分  以上の同行支援１回に  つき4,000円 |

（２）経営改善支援事業

　　事業所における経営基盤の強化や経営状況の改善等の取組みを支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 補助対象経費 | 補助基準額 |
| 1. 経営改善の支援 | 事業所の経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは各種加算の新規取得等を図るため、専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）へ委託し、又は事務作業を行うための臨時職員を雇用する取組に要する経費 | １事業所当たり400千円 |
| ②登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援 | 訪問介護員雇用の安定化を図るため、登録訪問介護員等の常勤化を促進するために要する経費  【対象経費の例】  登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む）の差額の経費や、登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費  （登録ヘルパー等とは、勤務日及び勤務時間が不定期な登録ヘルパーや非常勤のホームヘルパーをいう。） | 常勤化する登録ヘルパー等１人につき１月当たり100千円。ただし、常勤化する登録ヘルパー等１人についての月数の上限は３か月までとする。 |
| ③小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援 | 次の（１）から（４）のいずれかの要件に該当する法人を１以上含む複数の法人により構成される事業者グループが、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費  (１)１法人あたり１の事業所を運営する法人  (２)運営する事業所の月の延べ訪問回数が平均 200 回以下である法人  (３)運営する事業所の職員数が常勤換算方法で平均５人以下の法人  (４) 運営する事業所が全て中山間地域等・離島等地域に所在する法人 | １事業者グループ当たり、次の（１）及び（２）の区分に応じ、それぞれ当該（１）及び（２）に定める額  （１）左欄の（４）に該当する法人を含む場合　2,000千円  （２）左欄の（４）に該当する法人を含まない場合　1,500千円 |
| 項目 | 補助対象経費 | 補助基準額 |
| ④介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援 | 事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費 | １事業所当たり300千円 |